MR 院内活動要領規定·訪問心得

- (1) MRが院内を訪問しようとする時(MRが担当を交代する時)は、必ず誓約書(様式 1)及び病院出入許可申請書(様式 2)を薬剤部長に提出し(MONITAROのメッセージ機能で提出)、病院長の許可後に正式に出入りを開始すること。
- (2) MRの入退室管理は、訪問管理システム「MONITARO」を使用して行う。 MRが院内を訪問する時は、2階 薬剤部投薬窓口 掲示のQRコードを、専用アプリで読み取りチェックインし、退室時にはチェックアウトすること。
- (3) MRの院内訪問は<u>毎週火曜日と水曜日の午後 5 時 15 分から午後 7 時までの時間</u> とし、その他の曜日、時間には宣伝活動は行わないこと。 病院業務の妨げにならない よう配慮すること。
 - ※但し、医師、スタッフからの依頼等があった場合はこの限りでない。
- (4) <u>医師へは事前に連絡をして、1階 診療科で面会すること。</u> 薬剤部員、他の当院スタッフへは事前に連絡をして、所定の場所で面会する こと。
- (5) 医師、または他の当院スタッフと面会、勉強会などのアポイントを取得した際は、 訪問予定日前日までに、MONITAROに入力すること。
- (6) 新製品を宣伝する時は、必ず新規医薬品宣伝許可申請書(別に様式あり)を薬剤 部長に提出し(MONITAROのメッセージ機能で提出)、病院長の許可を受け た後に初めて宣伝すること。
- (7) 本内規以外の事項が生じた時は、その都度病院長の指示によるものとする。